

国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）の業務・システム の見直し方針

2005年（平成17年）6月30日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、以下のとおり、国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）の業務・システム見直し方針を定める。

財務省を中心とした各府省等は、本見直し方針に沿って、国有財産関係業務の業務・システムについて、必要な見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

1 対象範囲

本方針が対象とする業務・システムは、次のとおり。

（1）業務

国有財産の現況把握、庁舎敷地等の取得調整等各種計画の策定、国有財産の適正な維持・管理及び処分、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告資料の調製、国有財産に関する統計作成、国有財産に関する情報提供、国有財産の監査等に係る業務

公務員宿舎（合同宿舎）の貸与申請等に対する承認手続き、公務員宿舎設置計画、維持管理計画策定資料とするための宿舎現況、宿舎事情データの集計分析に係る業務

国有資産等所在市町村交付金額の算定、予算の概算要求資料及び市町村への交付通知書等の作成に係る業務

（2）システム

財務省が開発、運用している、主に国会報告資料の作成及び財務局等が管理する普通財産の管理処分に関する業務を処理する国有財産総合情報システム、及び国有財産に関する情報提供に関する業務を処理する国有財産情報公開システム

財務省が開発中で、平成18年度からの運用開始を予定している、主に入札申込や入札保証金の納付申込の受付業務、入札保証金の返還業務を処理する未利用国有地の電子入札システム（仮称）

各府省等において、上記（1）業務を処理するため、区々に開発、運用して

いる国有資産等所在市町村交付金電子計算システム、宿舍管理システム、国有財産管理システムほか各種システム

なお、公務員宿舍（省庁別宿舍）の貸与申請・承認に関する手続き及び宿舍事情データの収集等に係る業務・システムについては、府省共通業務システムの「人事・給与関係業務情報システム」における最適化対象業務となっているため、その業務処理過程において同システムとの重複がないよう整合性を検討し、効果的なシステム連携を図ることとする。

2 最適化の基本理念

国有財産関係業務は、財政法や国有財産法等の規定に基づき、行政財産を所管する各府省等が、当該財産を良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することを目的としているほか、各府省等が庁舎等行政財産の用途を廃止した財産及び物納財産等の普通財産を、適正に管理処分することを目的としているものである。

各府省等は、こうした目的のもと、国有財産の現状を明らかにするため、国有財産の分類及び種類に従い、国有財産台帳を整備するとともに、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額の報告書を調製することとされている。

また、各府省等が所管する庁舎等の行政財産のストックは、建築基準法による「新耐震設計基準」の制定（昭和56年）以前に整備された庁舎等施設を大量に抱え、今後、防災上の観点や国民の利便性向上を図る観点から、厳しい財政事情の下で建替又は改修に的確に対応する必要に迫られている。

他方、国有財産の総括機能を担う財務省は、国有財産の効率的取得、有効活用の観点から、各府省等から送付される国有財産の現況に関する報告等に基づき、各施設の立地、規模等に関し必要な調整を行うとともに、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告関係資料の調製、国有財産に関する情報提供等を行っている。

近年の国有財産行政を取り巻く環境及び時代のニーズについてみると、「今後の国有地の管理処分のあり方について」（平成11年6月18日国有財産中央審議会報告）において、「今後の行政の用に供する財産の調達については、国所有を原則としてきた従来の慣例にとらわれることなく、業務の性質、業務の安定的な遂行、経済的効率性等を総合勘案の上、所有するか、賃貸するかを判断していくべきものと考えられる。民間との共同利用やPFI方式の活用など民間企業的な柔軟な考え方を導入し、国有地の効率的な利用を図るべきである。」との報告がなされたところである。

また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）においても、「庁舎・宿舍については、短期的な行政需要を満たすもの等に限らず、長期的に行政の用に供する財産についても個別に採算性を正確に試算した上で、調達の方法を所有に限ることなく、賃貸も視野に入れて推進する。庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、PFI方式の一層の活用を図る。」こととされ、コスト面等経済的

効率性の面からの分析が必要となってきた。

さらに、平成17年2月、国有財産の売却促進・有効活用をさらに徹底していくために、効率性、経済性、有効性の観点からの運用面における改善強化が不可欠であり、今後、国有財産の民間利用や有効活用などの機会が増えることとなれば、民間にとって利用可能な国有財産情報の公開のあり方などについても取り組む必要があるとの認識を踏まえて、「最近の国有財産を巡る状況を踏まえた、今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について」財務大臣から財政制度等審議会に諮問され、国有財産分科会（国有財産制度部会）において継続的に審議を行っている。

国有財産関係業務・システムの最適化に当たっては、国有財産行政を取り巻く環境及び時代のニーズを踏まえながら、効率的な財産管理とその適正処理を図るとともに、国有財産台帳等法定帳簿の整備、国有財産増減及び現在額報告書等の調製、財産の現況把握に関する報告事務等に関する業務量の大幅な削減及びシステム経常経費の2～3割程度を削減することを目標として、業務の効率化・合理化及び高度化、情報公開の積極的な展開、府省横断的な共通システム構築による経費削減、他の府省共通システム等との効果的な連携、安全性・信頼性の確保を図ることを基本理念とする。

3 現状及び課題等

(1) 現行業務・システムの目的、機能、構成等

イ．国有財産関係業務については、財産を所管する各府省等において、常にその適正な維持、管理を図るために、財産の状況を明確に記録し、保管することとされている。

これまで、財務省において、平成14年度から国有財産総合情報システムを開発、運用し、財産状況の記録に基づき、各府省等が調製することとされている国有財産増減及び現在額報告書等の国会報告関連業務について、集計事務等の省力化を図ってきたところであり、平成15年度からは、各府省等が財務省に報告することとされている庁舎等の毎会計年度末現在における使用現況等に関する報告書についても、同システムによる電子処理を開始したところである。

また、財務局等が管理する普通財産の取得、運用、処分等についても、これまで、同システムにおいて決議書作成に関する業務を電子化し、普通財産の年間増減額及び期末現在額に関する計算の自動化を図る等、業務の効率化を図るとともに、未利用国有地等の処分、旧里道・水路及び権利付財産の管理処分について、価格決定事務や契約事務など、会計法令により国自らが行わなければならない事務を除き、包括的外部委託の推進に努めてきたところである。

さらに、国民が入札に参加しやすい環境を整備し、利便性の向上を図るため、平成18年度から未利用国有地の電子入札システム（仮称）を運用する予定であるが、同システムの構築にあたっては、既存資産の有効活用の観点から、国有財産総合情報システム及び国有財産情報公開システムと連携することとしている。

国有財産総合情報システムは、各府省等が所管する財産の情報を管理する省庁

財産情報管理システム（サーバ13台、行政端末機約3400台のほか、行政ネットワークが未整備である府省等が作成する情報を集計するための専用端末機12台）、財務省（各財務局等）が管理する普通財産に関する業務を処理する財務局財産情報管理システム（サーバ101台、行政端末機約1400台のほか、主に行政端末機の故障時における予備機として使用するための専用端末機128台、外部委託業者が使用する独立端末機66台）、これらシステムで処理される国有財産に関する情報を総括し、国会報告書類の調製等を処理する国有財産情報管理システム（サーバ5台、専用端末機3台）から構成されており、霞が関WAN及び各府省LANによるネットワーク回線により、各府省間及び地方支分部局（16府省等、約1500部局）で結ばれ、運用されている。

ロ．財務省は、財産の管理処分に関する総合調整を行うとともに、毎年、各府省等からの報告に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書等を調製し、会計検査院の検査を経て国会へ報告しているほか、国有財産全体の有効活用の促進を図るため、計画的な監査や行政財産等の使用状況実態調査を実施し、処理計画を策定の上、その早期処理を各府省等に要請している。

これまで、財務省は、一層タイムリーかつ利用者のニーズに合った情報提供を行うため、平成12年からインターネットを活用した国有財産情報公開システム（サーバ11台、端末機2台）の運用を開始し、国有財産の一件別情報等を提供してきたところである。

（2）問題点

最適化計画の策定対象とする業務・システムに関する現行体系を整理し、関係職員からの業務環境に関する意見等を集約・分析した結果、国有財産関係業務・システムが有している問題点は以下のとおりである。

イ．業務の問題点

財産の現状等を記録する国有財産台帳等の法定帳簿が電子化されていないため、手書きにより財産の異動内容を記録し、大量の紙帳票が保管されている状況にあり、財産異動情報の記録及び管理が不徹底な状態である。

また、報告・集計業務が多く、財産の所在地、数量、価格等の基礎情報の転記が繰り返される等、重畳的となっており、業務が非効率である。

一方、各府省等が所管する財産に関する各種データの体系的な整理、分析が不十分であるため、維持管理や施設整備の計画的かつ適切な実行及び財産の効率的な使用の更なる推進を図るうえで、限界を来している状況にある。

国有財産に関する情報提供については、国有財産の民間利用や有効活用に関する情報提供の充実や、国有財産の管理に関する効率性、経済性、有効性の観点からの説明責任の向上を図っていく必要がある。

ロ．システムの問題点

これまで、各府省等、部局における国有財産関係業務を処理するシステムは、区々に開発、運用されているため、統合運用ができず、それぞれのシステムの保守・運用等に必要な経費が支出されている状況にある。

財務局財産情報管理システムについては、クライアントサーバー方式で構築されているが、複数の行政端末環境に対応するとともに開発、保守コストの低減を図るため、各財務局、事務所等にターミナルサーバーを設置していることから機器コスト負担が生じている。

(3) 主要課題

今後、国有財産関係業務・システムの最適化の理念を達成するために、業務環境の分析及び業務・システムが有している問題点を踏まえ、重点的に取り組むべき主要課題は、以下のとおりとする。

ITを活用した業務の徹底した効率化・合理化及び高度化
国民等のニーズに適合し、かつユーザビリティに一層配慮した情報提供
府省共通システム構築による効率的かつ効果的な投資
他のシステムとの効果的連携による業務の効率化
情報セキュリティ対策

4 見直し方針

最適化の基本理念、現状及び課題等を踏まえ、以下の観点で必要な見直しを行うものとする。

(1) 財産情報の一元化、共有化による業務の効率化・合理化

イ．財産情報の電子化、計算書等調製の自動化

国有財産台帳等の法定帳簿の電子化により、手続きの合理化・ペーパーレス化を図るとともに、国有財産増減及び現在額計算書等の調製の自動化を図り大幅な業務の効率化を図る。

ロ．財産の効率的な現況把握

国有財産総合情報システムに、各府省等が所管する個々の財産の財務情報（ストックとフローの価額）と現況情報（利用人員、使用許可状況等）を一元管理する財産データベースを構築し、全府省等における共有化を図ることにより、財産の効率的な現況把握を図る。

(2) 財産情報の多面的な分析による業務の高度化

イ．財産の適正な維持管理等に資するための評価手法の導入

各府省等が所管する個々の財産のコスト面、利用状況面等のデータをもとに、財務省において、多面的な分析を可能とする評価指標を設定することにより、各府省等が行う財産の維持管理及び施設整備等の計画的かつ適正な遂行を期する。

ロ．社会的ニーズに適合した情報提供の推進

国有財産に関する情報提供のあり方について、財政制度等審議会国有財産分科会における審議内容との整合性を図りつつ、有効利活用を図る必要のある財産の情報等、社会的ニーズに適合した情報を、タイムリーにかつ体系的に提供するとともに、検索方法等システム操作性を向上させることとする。

また、国民の視点に立って既存の情報提供内容を見直すとともに、追加すべき情報について検討していくこととする。

(3) 府省横断的な共通システム構築による経費削減

イ．経常経費の削減

霞が関W A N等の行政ネットワーク回線を活用して、国有財産総合情報システムのシステム構成を見直し、各府省等が区々に開発、運用しているシステムを統合した各府省共通システムを構築することにより、経常経費の大幅な削減を図る。

その際、財務局財産情報管理システムについては、初期投資を含めたライフサイクルコストを勘案し、W E Bアプリケーションへの移行を図ることにより、全て行政端末の利用とすることとし、端末及び周辺機器等に関する効率的な投資を図ることとする。

また、次期システムの設計、開発、運用に係る事業者の選定については、一般競争入札によることを原則としつつ、より一層の透明性、公平性を図ることとする。

ロ．ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）

ハードウェアとソフトウェアについては、費用対効果を踏まえて、別途分離して調達する。

ハ．汎用パッケージソフトウェアの活用

国有財産台帳付属図面や地図情報の管理等について、汎用パッケージソフトウェアを可能な限り活用することにより、投資対効果を高める。

(4) 他の府省共通システム等との効果的連携

イ．「人事・給与関係業務情報システム」との連携

公務員宿舎（省庁別宿舎）の貸与申請・承認に関する手続き、住宅事情調査票の集計等、公務員関係宿舎業務の一部については、最適化計画に基づき先行開発

される「人事・給与関係業務情報システム」とのデータ整合性を図りつつ、効果的な連携を図る。

ロ．「官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）」との連携

ADAMSの歳入サブシステムと連携することにより、国有財産の売払い、貸付け等に係る債権管理に関する業務の効率化を図る。

また、未利用国有地の電子入札システム（仮称）については、ADAMSの歳入歳出外サブシステム等と連携することにより、未利用国有地の入札に関する入札保証金のインターネットによる電子納付の実現を予定している。

ハ．他の府省共通システム等との連携

他の府省共通システム等についても、各最適化計画との整合性に配慮し、全体最適化の観点から効果的な連携について検討する。

（５）安全性・信頼性の確保

イ．セキュリティ対策の強化

公務員宿舍関係業務については、「人事・給与関係業務情報システム」とのデータ整合性を図りつつ、職員の宿舍貸与情報等の個人情報管理することとなるため、個人情報保護の観点から、府省共通のセキュリティポリシーを策定するとともに、ユーザー認証機能、アクセス権限管理及びログの監視の徹底等により、情報の機密性、安全性を確保することとする。

ロ．システム可用性の向上

次期システムでは、費用対効果を踏まえたデータバックアップ方法を検討し、障害発生時におけるシステム可用性の向上を図る。

（６）その他

上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第４版（2005年2月2日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）の別添３「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、見直しを行う。

５ 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の下、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、財務省が中心となって、2005年度（平成17年度）末までに国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）の業務・システム最適化計画を策定する。

国有財産のうち、財務省（財務局等）が管理する普通財産の管理処分業務及びそれを処理するシステム（国有財産総合情報システムの財務局財産情報管理システム）につい

ては、各府省等からの普通財産の引受に係る業務等が存在するものの、財産の管理形態や業務の性質が異なることから、財務省において本見直し方針を踏まえつつ、2005年度（平成17年度）末までに最適化計画を策定する。